第4章	資源を守りながら活用する (ルール)	83
4-1 概	要	83
4-1-2	制度の考え方	85
4-1-3	ルールと制度の効果	91
4-2 策5	ŧ	92
4-2-1	策定準備	92
4-2-2	検討	94
4-2-3	制度の検討	114
4-2-4	策定主体と策定方法	121
	ールの共有	
4-3-1	共有の考え方	123
	地域内での理解	
4-3-3	旅行者の理解	126

第4章 資源を守りながら活用する(ルール)

4-1 概要

4-1-1 ルールの考え方

(1) ルールとは



~ポイント~

〇ルールとは、エコツアーの継続的な実施のために地域資源の保全や魅力 の維持を目指した具体的な取り決め(規則)の内容である。

エコツーリズムにおけるルールとは、「エコツアーの継続的な実施のために地域資源の保全や魅力の維持を目指した具体的な取り決め(規則)の内容」である。過度な利用により、地域の自然観光資源(自然や歴史、伝統的な生活文化)が破壊され、その魅力を失うことになれば、エコツアーの実施は困難になり、エコツーリズムは成り立たない。

入場料を 1,500 円徴収する、4 月から 6 月までに観光利用を制限する、入場者は一日 100 人までとする、といった具体的な取り決め内容がルールであり、旅行者に対して資源 の利用方法を具体的に示すものが多い。

旅行者やエコツアー事業者に向けて示されるものばかりではなく、地域内に対するルールもある。看板の色や素材の統一といった景観に関するルールや、野生動植物保護のための開発手法に関する取り決めなどのルールは、地域全体の魅力向上を通して、エコツアーの魅力を高めていると考えられるため、エコツーリズムのルールに当てはまる。

また、ルールの対象とする範囲についても、地域全体で適用される共通ルールから、 個別のフィールドの利用に当たって適用されるルールまで段階性があり、ゾーニングな ど地域の実情に応じて、様々な段階のルールを適切に組み合わせることが望ましい。

第4章 資源を守りながら活用する (ルール)

(2) 何がルールになるか



~ポイント~

ルールは

- 〇全体構想
- 〇ガイドラインや関連法規
- 〇慣習・しきたり
- などを根拠とする。

ルールは、第2章に記載した①全体構想において明確にされたエコツーリズム推進の 方針、自然観光資源の状況(自然観光資源調査)、旅行者の動向(マーケット調査)、② 地元に昔から伝わる慣習やしきたり、特定の地域に限らず広域で適用される③関連法規 やガイドラインなどがもととなる。

①全体構想

全体構想の作成時に行った、自然観光資源調査やマーケット調査の結果を根拠として 決定されるルールは、自然環境の保全を基本理念の一つとするエコツーリズム推進の実 現のための具体的な方法であるといえる。

②慣習・しきたり

地元に昔から伝わる慣習やしきたりの中に、自然観光資源の保全や生活環境の保全を 目的としたものがある。エコツーリズムにおけるルールの中には、こういった慣習やし きたりを根拠とするものも考えられる。エコツーリズム関係者には、エコツアーを楽し む旅行者や、新規参入のエコツアー事業者、最近移り住んだ住民も含まれる。これまで 地元住民で共有されてきた暗黙の了解や不文律の取り決めは、明文化して、ルールとす るとよい。

③関連法規・マニュアル

動物にエサをやらない、ごみを持ち帰る、といったどの地域にもあてはまる一般的な 行動指針に相当するガイドラインや、環境や観光に関する法律などの関連法規をもとに 導かれるルールも考えられる。

4-1-2 制度の考え方

(1) 制度とは



~ポイント~

- 〇エコツーリズムにおける制度とは、ルールの共有により、エコツーリズムの社会システムが運営される仕組みである。
- 〇エコツーリズム推進法における「認定エコツーリズム推進地域」と認定されると、地域で策定されたルールの運用は、権威をもって進めることができる。

ルールが実際に守られ、エコツーリズムを目指す社会に合致した機能を発揮するようなしくみを制度という。制度とは、「ルールの共有と遵守により、エコツーリズムの社会システムが運営される仕組み」であり、ルールが機能するためにはルールを運用する制度の導入が効果的である。

入場料を支払うという取り決めは旅行者に課されたルールであるが、このルールが条例という制度によって運用されれば、入場料の支払いをしなければ旅行者は入場ができなくなるだろう。また、ガイド認定制度や事業者登録制度を設けることで、資源利用のルールがより確実に守られる仕組みづくりを行うといった、ルールを実質的に効力あるものとするルール運用が制度である。そこで、制度の制定がエコツーリズム実現を握るカギのひとつであるといえる。

法における「認定エコツーリズム推進地域」と認定された場合、地域で策定されたルールの運用は、国からのお墨付きを得られた制度として権威をもって進めることができる。特に、自然観光資源に係るルール・制度については、法的な根拠が得られることから、その実効性を確保することにつながる。特定自然観光資源に関しては、立入調整を実施することが可能となり、より効果的に自然を保全することができる。

(2) 法制度と社会制度



~ポイント~

エコツーリズムのルールを運用する資源の状態などにより、

- 〇法制度によるルールの運用
- ○社会制度によるルールの運用
- のいずれかを適用する。

エコツーリズムにおけるルールの運用は、法制度によるものと社会制度によるものの2つに分類することができる。ルールの性質や効力は運用方法により異なり、ルールを守る関係者と、ルールにより守られる資源の状態によっていずれかを判断するとよい。基本的には、ルールの周知徹底によってルールが守られ、資源の保全が確実となることを目指す。資源のモニタリングの結果を柔軟に反映することができる運用が望ましい。また、損傷が著しい資源の利用を規制する場合などについては、罰金や営業停止などの罰則規定を設けた法制度による運用も考えられる。

①法制度による運用

法制度によるルールの運用は、ルールを守らない者に対して、罰則などの強制力を持たせることができるため不特定多数に対する効力が高い。一方で、ルール厳守のためには監視をするなどの費用が伴う。また、ルール内容の変更の手続きが困難であるというマイナス面も考えられる。

②社会制度による運用

社会制度によるルールの運用は、当事者間により社会生活の取り決めとして定められるものである。一般に「自主ルール」と呼ばれる取り決めは、社会制度によるルールの運用である。社会制度による運用では、ルール遵守は関係者の意識啓発など自主性に任され、法的な罰則はないもののルール違反者は同事業者と疎遠になるといった社会的な制裁を受けることもある。

また、関係者間の合意があれば、ルールで定められた内容を資源の状態に合わせて比較的容易に変更することができる。しかし、違反者に対して罰則規定を課すことや行政処分で対応することはできないため、ルールを厳守する関係者のメリットを意識した制度の確立が望ましい。

社会制度による運用も、法制度によるものと同じく、具体的な保全対象を設定しているか否かで分類できる。財団法人日本自然保護協会のエコツーリズムガイドラインのように、いずれの地域でも適用されるようなルールが含まれているものと、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」や「座間味村ホエールウォッチング協会自主ルール」のような特定の資源の利用についての取り決めに分類できる。

	法制度	社会制度
	制度①	制度③
具体的な対 象資源を特 定していな い場合	(例) ・自然環境保全法 ・文化財保護法 ・景観法 ・東京都の島しょ地域における 自然の保護と適正な利用に 関する要綱 ・沖縄振興特別措置法	(例) ・エコツーリズムガイドライン (NACS-J) ・エコツアープログラム推奨制度(日本エコツーリズム協会) ・知床エコツーリズムガイドライン ・白神山地ガイドのルール(白神地区)
	制度②	制度④
対象資源が特定されている場合	(例) ・日光市サル餌付け禁止条例 ・仲間川地区保全利用協定 ・小笠原諸島における自然環境 保全促進地域の適正な利用 に関する協定	(例) ・小笠原ホエールウォッチング 自主ルール ・座間味村ホエールウォッチン グ協会自主ルール ・里山水辺ツアー(高島市湖西 地区) ・マガン観察に当たってのガイ ドライン

事例 東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱(抜粋)(東京 都)



東京都は平成 14 年 7月「東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」を定め、この要綱に沿って平成 14 年 9 月に小笠原と、平成 16 年 1 月に御蔵島とそれぞれ協定を締結した。

(目的)

第1条 この要綱は、島しょ地域における将来にわたり継承すべき貴重な自然が存する地域において、豊かな自然と触れ合える仕組みづくりに取り組み、その保護及び適正な利用を図ることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(自然環境保全促進地域の指定)

第2条 知事は、次の各号のいずれにも該当する地域のうち、将来にわたり継承すべき貴重な自然が存するため、保護と利用の両立を図らなければならない地域(海域を含む。)を、自然環境保全促進地域として指定することができる。

- (1) 次のイからハまでのいずれかに該当する地域
- イ 多様な生物及び生態系の確保のために貴重な動物の生息地、繁殖地もしくは渡来地又は植物の生育地
- ロ 地質学又は地形学上貴重な地域
- ハ 景観がすぐれている地域
- (2) 人による過度の立ち入り等により人為的な影響を受けるおそれがある地域
- 2 知事は、前項の地域の指定に当たっては、必要に応じ野生生物等の状況に関する調査 (以下「モニタリング調査」という。)を行い、当該地域の自然の保護及び適正な利用のための指針を明らかにするものとする。
- 3 知事は、自然環境保全促進地域を指定しようとするときは、あらかじめ自然環境保全促進地域の存する町村(以下「関係町村」という。)の長及び対象となる地域の土地所有者等(以下「土地所有者等」という。)の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、自然環境保全促進地域の指定を行ったときは、その旨を公告するとともに、関係町村の長及び土地所有者等に通知するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、自然環境保全促進地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(協定の締結)

第3条 知事は、自然環境保全促進地域を指定したときは、次に掲げる事項について関係 町村の長と自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結するものとする。

- (1) 東京都と関係町村との役割分担に関すること。
- (2) 次に掲げる自然環境保全促進地域の適正な利用に関する事項のうち必要なもの(以

下「適正な利用のルール」という。)

- イ 利用区域又は利用経路
- ロ利用時期及び利用時間
- ハ 1日あたりの利用者(自然環境保全促進地域を利用する者をいう。以下同じ。)の人数 の上限
- 二 第5条第1項に規定する東京都自然ガイドが担当する利用者の人数の上限
- ホ その他適正な利用のため必要な事項
- (3) その他自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用に関し必要な事項

(モニタリング調査の実施等)

第4条 知事は、自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用を図るため、モニタリング調査を行うものとする。

2 知事は、モニタリング調査の結果、必要があると認めるときは、関係町村の長と協議 し、適正な利用のルール等を見直すものとする。

(東京都自然ガイドの認定等)

第5条 知事は、自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用を図るため、東京都 自然ガイドを養成し、及び認定するものとする。

- 2 東京都自然ガイドは、関係町村に住所を有する 18 歳以上の者で、知事が開催する講習 を受講した者の中から知事が認定するものとする。
- 3 東京都自然ガイドの養成及び認定の方法等については、関係町村の長と協議して、知事が別に定める。

(東京都自然ガイドの役割)

第6条 東京都自然ガイドは、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 利用者に対して自然の理解を深めるための解説を行うこと。
- (2) 利用者に対してこの要綱に従い利用の指導を行うこと。
- (3) 自然環境保全促進地域におけるモニタリング調査に協力すること。

(東京都自然ガイドの同行)

第7条 自然環境保全促進地域に立ち入ろうとする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、東京都自然ガイドを同行するものとする。

- (1) 土地所有者等が通常の生活に付随する事由により立ち入る必要のある場合
- (2) 非常災害のために必要な応急措置を行うため立ち入る必要のある場合
- (3) 国、地方公共団体等が管理行為を行うため立ち入る必要のある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めた場合

事例 南島および母島石門一体の適正な利用のルール(東京都小笠原村)



小笠原村と東京都は、平成14年9月、南島と母島石門一帯の適正な利用等のルール等に関する協定を締結した。ルールは、いずれの地域にも適用される共通ルールと、それぞれの地域ごとに利用経路や利用人数、最大利用時間などが設

定された個別ルールに分かれている。

(1) 共通ルール

- ① 東京都自然ガイドの指示に従う。
- ② 東京都自然ガイドは、その身分を表示する腕章等を着用する。
- ③ 定められた経路以外を利用しない。
- ④ 植物、動物、木片類、石など自然に存在するものはそのままの状態にする。
- ⑤ 動物、植物、種子、昆虫などの移入種を持ち込まない。
- ⑥ 動物にえさを与えない。
- ⑦ 動物を驚かしたり、追い立てたりしない。
- ⑧ 岩石などに落書きをしない。
- ⑨ ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海へ投棄しない。

(2) 個別ルール

名称	南島	母島石門一帯
利用経路	(地図にて掲示) 利用経路以外は立ち入り禁	(地図にて掲示) 利用経路以外は立ち入り禁
最大利用時間	2時間	設定しない
1日あたりの最大利 用者数	100人(上陸1回あたり15人)	50人(1回あたり5人)
制限事項	年3ヶ月の入島禁止期間の設	鍾乳洞は立ち入り禁止
ガイド1人が担当す る利用者の人数の	15人	5人

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/ (東京都)

http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/(小笠原村)

4-1-3 ルールと制度の効果

(1) ルール・制度策定の効果



~ポイント~

ルール・制度の策定により、

- 〇エコツーリズム推進への気運が高まる
- ○適正で快適なフィールド・施設利用が実現できる
- ○観光地としてのイメージアップにつながる

といった効果が期待できる。

ルールとその運用を行う制度の策定により、次のような効果が期待できる。

①エコツーリズム推進への気運が高まる

ルールの策定により、地元住民、旅行者、エコツアー事業者などのエコツーリズムに関係する人々に対して、地域で目指すエコツーリズム実現への具体的な方法が示される。 ルールを通してエコツーリズムに対する関心や認識が深まり、エコツーリズム推進に向けた気運を高めることが期待できる。

②適正なフィールド・施設利用が実現できる

ルールや制度はフィールド利用に関する行動の指針を示すとともに、不適切なフィールド利用や施設利用を行うエコツアー事業者や、地域が目指す方針に合わない行動をとる旅行者に対して、その行動を正すように促す根拠の役割を担う。そのため、フィールドの利用者やプログラムの参加者に、快適な環境を提供することになり、来訪者の満足度が高まる。

③観光地としてのイメージアップにつながる

エコツーリズムに関する明確なルールを設けることによって、地域資源の利用や保全に対する取り組みが旅行者にも伝わり、他とは異なる観光地として捉えられるようになる。フィールドの利用に対して厳格な観光地と認識されるだけでなく、実際に快適な環境や質の高いツアーを提供できる地域として、ブランドイメージの醸成にもつながる。

4-2 策定

4-2-1 策定準備



~ポイント~

〇ルールの対象を抽出し、エコツーリズムの基本方針を確認する。

(1) 策定前の確認事項

エコツーリズムを推進する地域によって、地域振興の方向性、自然観光資源の状況、 旅行者の状況などが異なるため、エコツーリズムのルールは地域ごとに、その実情に応 じたものを策定するとよい。ルールの種類や内容を検討するに当たっては、次の5つの 項目について事前に確認をしておくとよい。

①ルールの対象の抽出

フィールドや施設を実際に観光利用しているエコツアー事業者や旅行者、および地元 住民に対してアンケートやヒアリング調査を実施して、現場で感じられている自然観光 資源利用の実態を把握し、ルールづくりが必要とみられている自然観光資源やエリアを 抽出する。

②エコツーリズム推進の基本方針の確認

地域振興の基本的な考え方を確認し、エコツーリズムの実現によってどのような状況 を達成するのか、目指すイメージを再度確認する。

③自然観光資源調査のとりまとめ

ルールの必要性やルール内容の決定の根拠となるように、地域の自然観光資源に関する現況調査を行う。

ア) 地域の自然観光資源の利用と保全の現状

自然観光資源がどのように利用されているか、どのように保全されているかを調査する。

イ)利用と保全に関連する法令および既存の計画の整理

ルールの策定に関連する法令および既存の計画を整理する。

4マーケット調査のとりまとめ

ルールの必要性や内容の決定の根拠となるように、旅行者に関する現況調査を行う。

ア)旅行者数の現況

年間旅行者数とその推移を調査する。

イ)季節変動の状況

旅行者数の季節変動を調査する。

ウ)旅行者の行動

訪れた旅行者の観光行動を分析する。

エ)旅行者のニーズ

旅行者が地元に求めている観光ニーズや意識を分析する。

⑤関係者のとりまとめ

ルール策定が必要なエリアや内容に関する関係機関や関係者をリストアップし、ルール策定に加わるべき立場の人選を検討する。

関係者	当てはまる団体の例
行政	都道府県、市町村、広域連合
議会	議会
エコツアー事業者	農協・漁協・森林組合
他事業者	観光協会
	商工会
	旅館・ホテル組合
	同業者組合
住民	市民団体、町内会
旅行者	観光地のファンクラブ
研究者	研究機関

4-2-2 検討

(1) ルールで保全する対象



~ポイント~

ルールは、

- 〇野生動植物・生態系
- 〇野生動植物の生息環境
- 〇歴史的建造物
- 〇自然地形
- 〇農林水産業や土地所有者
- 〇風俗慣習や伝統的な生活文化
- 〇住民の生活環境
- ○旅行者の生命や精神(安全管理) などが保全の対象となる。

ルールは、自然観光資源の保全とエコツアーの魅力を高める目的で制定されるものであり、その対象は次のとおりである。

①野生動植物・生態系

野生動植物の個体を保全するために、直接的に危害を加えたり、動植物の持ち帰りを禁止する取り決めである。また、生態系の保全のために、外来種の持ち込みを禁止するルールもこれに当たる。

これらのルールにおいて、利用人数の制限や利用時間の制限などの具体的な数値を決定するには、科学的な根拠が必要となるが、実際にはある程度の数値を暫定的に設定し、モニタリング調査の結果を反映させて、必要に応じてルールを改定していくとよい。

②野生動植物の生息環境の保全を目的としたルール

野生動植物の生息環境に与える負荷を軽減するために、定められた利用ルート以外は立ち入らない、ゴミを放置しない、汚水を流さないといった取り決めである。開発による動物の餌となる植物の伐採や、土壌の大幅な改良といった行為を制限するルールや、道路整備の際に動物の移動に支障のないデザインを導入するといったルールも、ここに当てはまる。

③歴史的建造物や自然地形

歴史的建造物や自然地形そのものの保全を目的としたルールは、触れない、落書きを しない、立ち入らないといったマナーに関するものが多い。

④農林水産業や土地所有者

エコツアーやプログラム等のフィールドと農林水産業の生産の場が重なる場合は、農林水産業従事者や営農に関する行為に対して過度な負荷を与えないように、農地等の私有地への無断立ち入りや撮影マナーといった旅行者の行為に対するルールがこれに当たる。

⑤風俗慣習や伝統的な生活文化

地域に伝わる伝統芸能、料理、食材、まちなみなど有形無形の地域固有の資源保全を目的としたルールである。地産地消の推奨やまちなみ景観の整備に関するルールがこれに当てはまる。

ルールの対象は主として地域内の住民や事業者である。主として旅行者に提供するエコツアーの魅力を上げる役割を担うルールである。

⑥住民の生活環境

旅行者によって住民の日常生活環境が悪化しないように、立入り禁止区域を設ける、 地域に伝わるしきたりに従った行動を促すようなルールがこれに当たる。

特にまちなみを地域資源とする観光地にとっては、エコツアーが生活に身近なところで行われるため、時間制限やエリア制限などを設けて旅行者がエコツアーを楽しむ空間と住民の生活の空間を分けるような配慮・工夫が必要である。

⑦旅行者の生命や精神(安全管理)

自然の豊かさの体感を求めて訪れた旅行者にとって、過度な人混みはエコツーリズムの対象となる自然観光資源が有する魅力の破壊要因となる。混雑がもたらす自然観光資源そのものへの悪影響が科学的な調査結果によって自然への負荷は過度ではないと示されても、自然観光資源の魅力や価値に悪影響が及ぶことは、エコツアーの継続を脅かすことになる。このようなケースについては、①のルールとも照らし合わせて内容を検討することが必要である。

さらに、旅行者の安全のために、認定ガイドの同行を義務づける、危険な箇所への入場制限を設ける、ライフジャケットの装着を義務づけるといったルールもこれに当たる。

このような、ルールの基で実施されるエコツアー等のプログラムは、自然観光資源の本来の姿に接することができるだけでなく、旅行者にとってもより快適な状態がもたらされることになる。それが、質の高いツアーの実現につながり、旅行者に高い満足を与えることにつながる。

事例 住民生活を守るためのルール (湖西地区・滋賀県高島市)

湖西地区(滋賀県高島市)では、"かばた"をめぐる「命めぐる水辺ツアー」(主催:針江生水の郷委員会)を開催している。"かばた"とは、家の中や敷地内に水が湧き、その噴出口に水場を作り、その水を家事等に利用するもので、ほと

んどが私有地にある。そのため、旅行者等の行為が"かばた"の所有者や周辺の住民の生活に悪影響を及ぼさないよう、地域内の散策については、「必ずボランティアガイドの案内のもとで行う」というルールを策定している。

ガイドツアー参加者に配付されるガイドマップ



お越しの方へ この地域の家庭へ無断で入る事は出来ません!

- ◆必ずボランティアガイドさんの 案内のもとで見学をしていただく ことになっております。
- かばたは、ほとんどが家庭の敷地内に 自家湧水があります。日常の暮らしの 一部でもありますので、ご理解を頂き お越しの時には必ずご連絡下さい。
 - ご協力をお願いします。

連絡先

針江生水の郷委員会事務局 11090-3168-8400 AM9:00~PM4:00 滋賀県高島市新旭町針江



一般民家のカバタに掲示されるようになった看板





(文面)

無断で入らないで下さい。 私たちの生活空間ですので、 ボランティアの方の案内で お願いします。

針江生水の郷委員会

事例 自然観光資源を守るための自主ルール(小笠原地区・東京都小笠原村)



小笠原地区(東京都小笠原村)では、ホエールウォッチングが事業化された当初から、事業者間で策定された「小笠原ホエールウォッチング自主ルール」をはじめ、 様々な対象別に自主ルールが策定されている。

種類	ルールの概要
小笠原ホエールウォッチング自主ル	・鯨類の鳴音、及び、疑似音の禁止
ール	・対象鯨へ接近する場合の減速水域の設定
	・鯨の進行妨害の禁止
	・侵入禁止水域の設定
ドルフィンスイム自主ルール	・ドルフィンスイミング客数の制限
	・1日あたりの最大利用者数の制限
	・ガイド1人あたりが担当する利用者数の制限
オオコウモリウォッチングについて	・ライトの利用制限
のガイドライン	・ストロボ撮影の制限
	・ガイド1人あたりが担当する利用者数の制限
	・餌づけの禁止
長谷グリーンペペについて	・採取の禁止
ナイトウォッチングの際にウミガメ	・海岸線におけるライトの使用の制限
に遭遇した場合の注意点	
WATCHING~鳥のためにできること~	・繁殖地への立ち入り禁止
(アホウドリウォッチング)	・海上での餌づけの禁止
キャッチ&リリース制(イシガキダ	・5kg以下のリリース
イ・イシダイ)	•一航海1人1尾

第4章 資源を守りながら活用する (ルール)

エコツーリズム推進法などの該当箇所③

<特定自然観光資源の指定>

法では、観光旅行者その他の者の活動により<u>損なわれるおそれがある自然観光資源</u>(風俗慣習その他の無形の観光資源を除く。)であって、保護のための措置を講ずる必要があるものを、特定自然観光資源として指定することができる。(法 第八条第一項)

なお、特定自然観光資源は「実際に汚損や損傷等観光旅行者による行為を規制しないと その保護を図ることのできない資源」であるため、無形の風俗慣習など、保護になじまな いものはその対象とならない。

また、特定自然観光資源の指定に当たっては、以下の考え方に基づいて実施することが必要となる。(基本方針 第3章 4 自然観光資源の保護・育成 (1) 特定自然観光資源)

視点	・学術的な視点(唯一性、希少性といった地域として他に誇ることができるもの) ・地域社会的な視点(地域で大切にされているもの) ・観光的な視点(旅行者の興味をひくもの) ※全ての視点に当てはまる必要はない。
必要な事項	・特定自然観光資源が所在する区域の設定を行うこと※ ・土地所有者、使用収益権者、漁業権者などの同意を得る
留意事項	・他の法令により適切な保護がされているものは、二重規制 となるため指定できない ・既存の法令・計画、公益との整合性を図ること ・区域の設定は、合理的な範囲とすること

[※] 特定自然観光資源の所在する区域の設定に当たっては、その特性や周辺の自然環境の特性、社会的側面を考慮したうえで、合理的な区域の設定とする。

(2) ルールの種類



~ポイント~

○各地域で必要なルールを種類ごとに整理して検討する。

ルールで規定される自然観光資源利用の具体的な内容には、次のような点が考えられる。 地域の特性に応じて各項目について必要性や具体的な内容を検討する。

豊かな自然を有する地域では、特定の自然観光資源に利用が集中する。身近な自然や地域の産業や伝統的な生活文化を有する地域では、住民の生活に配慮する必要がある。まずが、特性に応じて必要となる制限や義務を保全対象ごとに選択し、ふさわしいルール内容を決定するとよい。

①利用の範囲

観光利用を行うフィールドや施設の範囲を規定する。植生回復や希少生物の生息地、 崩落の恐れがある危険なエリアを避けるなどがこれに相当する。また、ルートの一方通 行など、利用の方法を制限する規定もある。

②利用の時間(時期)

野生動物の繁殖期の利用を避ける、旅行者の滞在時間の上限を定めるといった、時間 に関する資源利用の規定である。

③利用の人数

1日の利用人数の上限や、1グループの利用人数の上限など、旅行者数を制限する規定である。

④ガイドの同行

フィールドや施設に入場する際に、ガイドの同行を義務づける規定である。ガイド認 定制度と合わせて検討する必要がある。

⑤外来種の侵入防止

外来種の侵入を防ぐために、入場の際に靴底を洗う、検疫検査を行う、生ものを捨てるゴミ箱を設置するといった取り決めである。

⑥利用のマナー

動物に触らない、フィールド内から植物を持ち帰らない、ゴミを捨てない、といったマナーに関する規定である。野生動植物保全への配慮とともに、他の観光客に対する配慮も考慮する。

第4章 資源を守りながら活用する (ルール)

⑦利用料の徴収

旅行者が入場する際に、一定の料金や税金を支払う規定である。あるいは観光事業者が営業活動を行うために、一定の料金や税金を支払う規定である。資源保全に役立てるようにするケースが多い。(制度で定められた機関が保全活動に当たる。)

⑧地場産品のすすめ

地元産の農産物や加工品を提供して、観光地の魅力を高めるようなルールである。商品の推奨制度に組み込むなどの工夫によって、より実現性の高いルールとするとよい。

9整備・照明・景観の工夫

野生動植物に配慮した道路のデザインや、照明の時間や種類を制限するといったルールや、景観に配慮した素材や色の取り決めが含まれる。

⑩習慣やしきたり

山菜の採取時期や宗教的な理由による立入りの禁止など、古くから地元で言い伝えられてきた習慣や取り決めを明文化したものである。

<検討するルール項目>

制限や義務	検討するルール	1	2	3	4	⑤	6	7
利用の範囲	□決められたルートをはずれない							
	口柵の中に踏み入らない		0	0	0		0	0
	ロルートを一方通行とする							
利用の時間(時期)	□一度の利用は○○時間とする		0	0			0	
	□○から○の期間に利用する							
利用の人数	□1 グループの人数はO人とする		0	0			0	
	□1 日の利用者数はO人とする		O				O	
利用の方法	ロルートを一方通行とする		0	0				
ガイドの同行	口ガイドの同行を義務づける		0	0	0		0	
外来種の侵入防止	□入場前に消毒を行う	0						
	□入場前に靴底を洗う							
利用のマナー	□動植物に触れない	0			0			0
	□カメラのフラッシュ禁止							O
利用料の徴収	□○円を入場料として徴収する	0	0	0	0	0	0	0
	□○円を使用量として徴収する)))	
地場産品のすすめ	□地産品を使用する							
	□レストランや旅館では地産品を				0	0	0	
	使用する							
整備・照明・景観の	□看板の色は○○素材は○○を基							
工夫	│ 本とする │□○○エリアの道路の側溝は、動		0	0			0	
	物の通過可能なデザインとする							
習慣やしきたり	□祭事には山に立ち入らない					0	0	
	口決められた用途で水を使用する							

- ○=ルールが守られることにより保全される
- ①野生動植物・生態系の保全
- ②野生動植物の生息・生育環境の保全
- ③歴史的建造物や自然地形の保全
- ④農林水産業や土地所有者
- ⑤風俗慣習や伝統的な生活文化
- ⑥住民の生活環境
- ⑦旅行者の安全や精神の保全

事例 至仏山の利用のルール (尾瀬・群馬県片品村)

尾瀬を代表する山である至仏山の東面登山道は、蛇紋岩といわれる大変滑りやすい岩石でできているため、登山利用等に伴い、植生の荒廃や泥炭や土壌の流出などが深刻な状況となっている。特に、鳩待峠から入山し至仏山を越え、

下りのルートで至仏山〜山ノ鼻(東面登山道)を利用すると、急坂であることもあり、道を間違えやすく、登山道脇の植生へ踏み込んでしまい、登山道周辺の植生荒廃・土壌流出の大きな原因となっている。さらに登山後半の体力的に疲れてくる時であり、また、午後は天気も変わりやすく、雨になれば急傾斜地の蛇紋岩も木道もより滑りやすくなるので大変危険である。

このため、尾瀬保護財団が中心となって、国や県、土地所有者などの関係機関と設置した「至仏山保全緊急対策会議」では、安全登山といつまでも美しい至仏山を守ることを目的として、至仏山~山ノ鼻(東面登山道)を「『下り』には利用しない」というルールを設け、登山者や旅行会社の理解と協力を呼びかけている。

また、1998年から、至仏山では残雪期の期間、登山道を閉鎖している。これは、積雪が融け始める残雪期に登山道の位置が不明確になり、利用者が登山道の外に踏み出してしまい、植生に影響を与えることが予想されるためである。

山ノ鼻~至仏山頂は「上り」で利用し「下り」には利用しないでください



平成19年7月1日

植生保護及び登山者の 安全のため山ノ鼻~至仏 山頂(通称:東面登山道) は、「上り」での利用を お願いします。

(山ノ鼻~森林限界の往復を除く)

至仏山保全緊急対策会議

事例 入山届出制度(白神地区·青森県西目屋村、秋田県藤里町)



白神山地世界遺産地域(青森県側)の核心地域に学術研究や報道など登山以外を目的として入山する場合は「入林許可申請」を行い、登山や自然観察等を目的とした入山の場合は、登山者数、登山ルート、登山行程などを記入した「入

山届出書」を自然保護官事務所、ビジターセンター、町村役場、森林管理署などのいずれかに提出し、その写しを携帯することが義務付けられている。入山届出書は、27 区間の指定ルートを利用したものであるかなどを森林管理署長等により審査される。(秋田県側の核心地域は、学術研究以外については原則入山できない。)

1997年6月から2003年7月までは、登山や自然観察の場合も、入山申請と許可が必要であったが、2001年に行った実態調査等により、実際の入山者が申請者の3倍以上にものぼり、イワナ釣りや焚き火、樹木の伐採などのマナー違反も目立ったことから、入山者数の正確な把握とマナーの向上を目的として、手続きを簡略化した届出方式に変更し、森林管理署以外の届出先を増やした。

また、入山者自身に「一日巡視員」となることをお願いし、マナーの自覚と核心地域の現状に関する情報収集を図っている。

参考:白神山地世界遺産地域連絡会議ウェブサイト

(http://www.jomon.ne.jp/~shirakmi/pages/main_nyuzan.htm)

事例 入域コントロールとガイドの同伴義務づけ(乗<u>鞍山麓五色ヶ原・岐阜県高山市)</u>



岐阜県高山市(旧 丹生川村)の「乗鞍山麓五色ヶ原の森」の入山には、有料の指定案内人の同伴が条件という、海外のネイチャートレイルなどをモデルとした制度がとり入れられている。

五色ヶ原は、北アルプス乗鞍岳の西側山麓に広がる約3,000 へクタールの広大な森林地帯で、その大半は中部山岳国立公園に含まれている。かつては、この区域内に乗鞍登山道が開かれていたが、別ルートとして乗鞍スカイラインが開通したことにより廃道化し、幸いその素晴らしい自然環境が残されてきた。山地帯から亜高山帯にわたる豊かな植生や生態系が健全な状態で保たれているとともに、溶岩台地が作り出す地形と豊かな伏流水は、多くの渓流や滝、池、湿原などの貴重な自然景観を形成している。

2004年度、当時の丹生川村では、「この区域の貴重な自然資源を損なうことなく多くの 方々に堪能いただくためには一定のルールが不可欠である」と判断し、乗鞍山麓五色ヶ原 の森条例を制定のうえ入山制限を開始した。条例には、①利用者への案内人の同行義務、 ②指定区域内での全面禁煙、③利用者の施設使用料等の納付義務などが盛り込まれてい る。

実際に行われているツアーでは、同行する案内人1人あたりの参加者は10人まで、2つのルートの1日あたりの入山者数は、それぞれ150人までとした上限が設けられている。使用料には、施設の維持費や案内人の人件費、ガイドブック代、送迎のバス代、保険料などが含まれ、入山時に参加者が窓口で支払い、行政の会計に納付される。

第4章 資源を守りながら活用する (ルール)

事例 青木ヶ原樹海におけるガイドライン(富士山北麓地区・山梨県)

富士山北麓地区では、青木ヶ原樹海におけるエコツアーの実施に関するガイドライン「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」を策定した。このガイドラインは、「事業者及びガイド向けルール」、「エコツアー参加者(旅行者)向けルール」に整理された。

事業者及びガイド向に	ナルール(抜粋)		
質の高いガイダンス	ガイドの同行		
	ガイドラインの熟知		
	事前のオリエンーションの実施		
	ガイドの資質向上		
踏圧被害の会費、貴	利用可能ルートの限定		
重な生態系の保全	各事業者等における1ルート1日当たりの利用者数		
	上限の設定		
	1団体(1グループ)当たりの参加人数、ガイドの数		
ガイドの禁止行為	マーキング		
	ゴミの持ち込み		
	喫煙、飲酒		
	たき火、野営		
安全対策	安全管理		
	保険加入		
	救急体制		
遵守体制の担保	事業者・ガイドの身分明示		
	他の事業者・団体等との遭遇時の対応		
	違反行為発見時の対応		

事例 アクティビティ別ガイドライン (知床地区・北海道斜里町、羅臼町)



知床地区では、ガイドの活動を通して自然環境を保全していくことを知床のあるべき姿として、「知床エコツーリズムガイドライン」を取りまとめた。このガイドラインでは「エコツアーガイドに対するガイドライン」、「エコツアー事業者に対するガイドライン」だけでなく、「各アクティビティに対するガイドライ

ン」と整理を行った。 「各アクティビティに対するガイドライン」では、各フィールドにおける将来目標像 を定め、それぞれのフィールドに適したルールを策定した。

例)知床五湖でのカ	ガイド(概要)
将来目標	混雑状況を緩和し、人の営みと自然の豊かさを利用
	者に伝える少人数のエコツアーを幅広い層を対象
	に実施する。
現状と課題	ガイド付きツアーによる渋滞や一般利用者の通行
	の妨げなど遊歩道内の混雑が常態化。
	ヒグマの出没が多発する地域であるため安全管理
	に配慮が必要
守るべきルール	参加者に対するヒグマ遭遇時の対処法などのレク
	チャーの実施
	参加者や一般利用者に対する飲食の持ち込み禁止
	の指導
	ガイド一人に対して概ね 10 名の参加者とする
	動植物の採取を行っている参加者・一般利用者を発
	見した際の指導の徹底

エコツーリズム推進法などの該当箇所(4)

<特定自然観光資源に対する規制・利用調整>

①特定自然観光資源の規制

法では、「特定自然観光資源」の所在する区域において、その保護・育成等を目的として以下の行為に対する規制が設けられている。(法 第九条第一項)

- ・ 特定自然観光資源を汚損、損傷、除去すること
- ・ 旅行者等に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物 を捨てたり、放置したりすること
- ・ 著しく悪臭を発散させ、音響機器等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等を ほしいままに占拠し、旅行者等に著しく迷惑をかけること
- ・ 認定全体構想に従い市町村の条例で定める行為

②立入り等による利用調整

特定自然観光資源が多くの旅行者等の活動により著しく損なわれるおそれがある場合、市町村長は、

- ・ 立入りの規制期間
- ・ 立入時における市町村長の承認の義務付け
- ・ 立入人数の上限の設定

を行うことができる。(法 第十条)

その際、立入制限区域への立入りにつき必要な承認に関する申請書および承認書は、 以下の事項を記したものとする。(施行規則 第五条)

以下の事項を記し	/にもりとする。 (旭1)規則 ・第五米/			
申請書	・立ち入ろうとする者の代表者の住所、氏名			
	(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)			
	・特定自然観光資源の名称			
	・立ち入ろうとする日時、人数、目的			
	・立ち入る巡路又は範囲、手段			
	・その他市町村長が承認に必要な事項として定めるもの			
承認書	・立ち入ろうとする者の代表者の氏名			
	・特定自然観光資源の名称			
	・承認する立入りの日時、人数			
	・承認する立入りの巡路又は範囲、手段			

特定自然観光資源において、他の法令により立入りがすでに制限されているものは二 重規制となるため設定できない。他の法令によりその所在する区域への立入りが制限さ れているものは以下のとおりである。(施行規則 第六条)

- 1. 自然公園法第 13 条第 3 項第 13 号 (同法第 14 条第 3 項第 1 号において引用する場合を含む。)の規定に基づき環境大臣が指定する区域又は同法第 15 条第 1 項に規定する利用調整地区内の土地
- 2. 自然環境保全法第19条第1項に規定する立入制限地区内の土地
- 3. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第38条第1項に規定する立入制限区内の土地(水底を含む。)

また、立入制限を行う区域において立入りの承認を要しない行為については以下のとおりとなる。(施行規則第七条)

- 1. 農林水産業を営むために必要な行為
- 2. 農山漁村における住民の生活水準の維持改善、森林の保続培養並びに水産資源の適切な保存及び管理を図るために行う行為
- 3. 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道又は道路法第2条第1項に規定する道路(次号において単に「道路」とい

- う。)の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること(信号機にあっては、新築を含む。)。
- 4. 道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- 5. 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法第5条第1項に規定する水 路測量標を設置すること。
- 6. 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 7. 電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
- 8. 法令の規定により、又は保安の目的で、広告その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- 9. 野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 10. 港則法第2条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。
- 11. 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為
- 12. 鉱業権を有する者が鉱物の掘採又は土石の採取(鉱物の掘採のための試すいを含む。)を行うこと。
- 13. 文化財保護法第二条第四号に規定する記念物であって、文部科学大臣の指定若し くは登録又は地方公共団体の指定に係るものの保存に係る行為
- 14. 測量法第三条に規定する測量を行うこと。
- 15. 法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと。
- 16. 土地若しくは木竹の所有者若しくは管理者又は土地若しくは木竹の使用若しく は収益を目的とする権利を有する者がその権利義務に係る土地において行う行為
- 17. この条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舎を除く。) 又は法令に規定する施設若しくは設備若しくは法令の規定により行う事業に係る施 設を改築し、又は増築すること(工事用の仮工作物にあっては、新築を含む。)。
- 18. 前各号に掲げるもののほか、特定自然観光資源の所在する区域内の土地又は区域内に存する施設若しくは設備を維持、管理又は操業するために必要な行為
- 19. 特定自然観光資源が所在する区域外の区域においてこの条の各号に掲げる行為を行うため、やむを得ず通過すること。
- 20. 国又は地方公共団体が法令の規定によりその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。
- 21. 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為
- 22. 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により許可その他の処分を受けた行為
- 23. 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により国又は地方公共団体が行う行為
- 24. 前各号に掲げるもののほか、特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ることが 公益上又は社会通念上やむを得ないと市町村長が認める行為
- 25. 前各号に掲げる行為に付帯する行為

③特定自然観光資源の立入制限に係る留意点

さらに、立入制限をついて次のことを留意すべきである。立入りの制限が設けられた場合には、当該期間中、市町村の承認を得ない者については立入りが禁止される。法第9条で規制する各種の行為と同様、市職員の制止又は退去命令に従わず、立入行為が継続して行われていると認められる場合にあっては、法第19条の罰則の対象となる。

立入制限は特定自然観光資源が所在し、一定数以上の観光旅行者が訪れる繁忙期において実施されることが想定される。この場合、市町村長は制限を実施する期間に先立ち立入制限の内容を公示し、立入りを希望する者(ツアー等の形態による場合は事業者などによる代理申請)が市町村長の承認を個別に得ることとなる。この承認に当たり、特定自然観光資源の保護の観点から市町村長が特定の基準(自然環境の保全活動への貢献等)を設けることも想定されるが、公平性の観点から、特定の事業者等を意図的に排除するものや、自然観光資源の保全その他エコツーリズムの推進と関連性を有しない基準が設定されるべきではない。また、このような基準は規制の実施主体である市町村長に

第4章 資源を守りながら活用する (ルール)

よって、あらかじめ明らかにされることが必要である。また、このような承認に係る事務を実施するに当たり、事務の外部委託、手数料などの徴収が検討される場合においては、条例などで必要な規定が明確にされることが必要である。

(3) ルール検討時の留意点



~ポイント~

ルールを検討する際には、

- 〇ルールの根拠が明らかであること
- 〇保全対象と効果が明確であること
- ○誰がルールを守るのかがわかること
- 〇他のルールと照らし合わせること などに留意する。

ルール策定にあたっては関係者に理解されること、遵守が可能であること、効果が期待できること、継続的な取り組みができること、必要に応じて改変が可能なこと、などに配慮することが必要である。ルールの検討に当たっては、特に次のような点に留意するとよい。

①検討のプロセスに関する事項

ア) 幅広い関係者の意見を聞くこと

ルールの策定に当たっては、それが実行されることにより影響を受ける幅広い関係者が議論に参加することが望ましい。全ての関係者が出席することは困難な場合は、検討内容は確実に通知される必要がある。

イ) 議論の土台となる情報を共有すること

ルールの対象となる地域の課題や目標を共有するだけでなく、ルールを遵守することによって得られる共通のメリットを分かりやすく共有し効率的に議論を進めていくとよい。

②ルールの枠組みに関する事項

ア) ルールの根拠が明らかであること

エコツーリズムの基本方針、ガイドラインや関連法規、慣習・しきたりといったルールの根拠を明確に示して、関係者の理解を深める。人数や具体的な数値をルールに盛り込む場合は、その根拠を明らかにする。暫定的なものであれば、モニタリングを並行して実施し、事実に基づく数値を明らかにしていくとよい。

イ) 保全対象と効果が明確であること

関係者の理解をより深く得るために、ルールを守ることにより保全される資源を明らかにするとともに、ルールの遵守によって達成される程度や目指すべき姿を明確にする。

ウ) 誰がルールを守るのかがわかること

誰がルールを守るのかを明らかにして、ルールごとに適用対象者を明らかにする。ルール対象者には旅行者、エコツアー事業者、地元住民の3者が挙げられる。

エ)他のルールと照らし合わせること

エコツーリズム推進の取り組みのなかで関係する他のルールや法律、地域振興や環境保全に関する計画と、策定を目指すルールがどのような関係になるかを把握することが必要である。とりわけ、行政が主体となって作るルールの場合、他の関連部局との調整を十分に行い、それぞれが地域全体で見て二重規制や矛盾が生じないように配慮する。

特に、エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定を検討する場合は、他の個別の法律により既にその損傷や現状変更などが規制されている自然観光資源は、「二重規制」を排除するためエコツーリズム推進法施行規則において、特定自然観光資源としての指定の対象に含めないこととしているため、留意しなければならない。

ただし、エコツーリズム推進法施行規則について、次のことに注意しなければならない。

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑤

<条例に基づき特定自然観光資源に指定されうる自然観光資源について>

エコツーリズム推進法施行規則第4条においては、適切な保護措置が講じられているものとして第1号~第8号まで特定自然観光資源に含まれないものが掲げられているが、「条例による行為の規制等(※)により特に保護する必要がある自然観光資源として認定全体構想に規定されるもの」はここの適用除外に含まれない、つまり特定自然観光資源の対象になりうることとされている。

これは、特定自然観光資源の内容は、多岐に及び、地域の特性に応じて柔軟な保護措置を講ずる必要があることから法第9条の特定自然観光資源への行為規制に「市町村の条例で定める行為」が明記されており、一般的に特定自然観光資源を傷つけない、滅失させないことを目的とした規制のほか、(産卵のため上陸したウミガメに光を当てないなどの)条例に基づく行為規制の対象となっている自然観光資源については一律に特定自然観光資源の対象外とはせずに、特定自然観光資源として市町村の管理及び立入規制の対象としてその持続可能な利用を図るべきとの考え方に基づくものである。

※ さらに、行為の規制等の「等」には認定全体構想に基づく立入制限が含まれている。 つまり、施行規則第4条各号に列記されている自然観光資源のうち、協議会において自 然観光資源の保護及び持続可能な利用を目的として立入制限の対象とすべきと考えら れる自然観光資源は施行規則第4条に含まれているか否かを問わず、特定自然観光資源 の指定候補として、認定を申請することができる。

オ) 実効性を確保すること

策定されたルールが形式的なものにならないよう、ルールの運用まで含めた検討が必要である。その際に、観光事業者や旅行者、地域の住民に対する周知徹底の方法や運用 状況のチェック体制まで念頭において、ルールを検討していくとよい。

特に、ガイドは自らルールを遵守することが求められるほか、旅行者などツアー参加者に接する中でルールの周知と遵守を促す役割を果たすことから、ルールの実効性を確保する上で重要な役割を担う。

③その他の配慮事項

ア) 農林水産業や土地所有者への配慮

ルールの対象物や対象範囲が営農の場と重なる場合や何らかの影響を与える場合は、農林水産業従事者や土地所有者の理解を得ながら検討することが望ましい。

イ) 生活や習わしへの配慮

ルールの策定による地域住民の生活や習わしに不利益等が講じないよう配慮する必要がある。

ウ) 既存の公益に対する配慮

防災等の既存の公益に対しても配慮する必要がある。

以上の事項を確認し、制度づくりへとつなげるために、チェックシートを作成して、 各地域の関係者間で情報を共有するとよい。

エコツーリズム推進法などの該当箇所順

<二重規制の排除>

「他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源」については、「二重規制」を排除する観点から、施行規則により特定自然観光資源には含めない事としている。

上記の「他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源」として定められているものは以下のとおりである。(施行規則 第四条)

- 1. 文化財保護法第109条第1項に規定する名勝又は天然記念物
- 2. 森林法第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 2 項の規定により公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存を図るために保安林として指定された区域内の土地
- 3. 水産資源保護法第4条第1項の規定又は同条第2項第1号に掲げる事項に関し同項 の規定に基づき農林水産省令又は規則において採捕を禁止された水産動植物及び同法 第15条第1項又は第4項の規定により指定された保護水面
- 4. 都市公園法第2条第1項第2号に規定する都市公園内の土地
- 5. 自然公園法第 13 条第 1 項に規定する特別地域内の植物(同条第 3 項第 10 号の規定に基づき環境大臣が指定したものに限る。)及び動物(同条第 3 項第 11 号に規定する指定動物に限る。)、同法第 14 条第 1 項に規定する特別保護地区内の土地、植物(木竹を含む。)及び動物並びに同法第 24 条第 1 項に規定する海中公園地区内の海底及び動植物(同条第 3 項第 2 号の規定に基づき環境大臣が指定したものに限る。)
- 6. 自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域内の土地、植物(木竹を含む。)及び動物、同法第25条第1項に規定する特別地区内の土地、同法第26条第1項に規定する野生動植物保護地区内の当該野生動植物保護地区に係る野生動植物並びに同法第27条第1項に規定する海中特別地区内の海底及び動植物(同条第3項第5号の規定に基づき環境大臣が指定したものに限る。)
- 7. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種、同法第5条第1項に規定する緊急指定種並びに同法第37条第1項に規定する管理地区内の土地(水底を含む。)及び野生動植物(同条第4項第7号の規定に基づき環境大臣が指定したものに限る。)
- 8. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に規定する鳥獣(同法第 2 条第 3 項に規定する狩猟鳥獣並びに同法第 13 条第 1 項に規定する鳥獣及び鳥類の卵を除く。)並びに同法第 29 条第 7 項第 4 号に規定する国指定特別保護地区であって環境大臣が指定する区域又は都道府県指定特別保護地区であって都道府県知事が指定する区域内の植物(木竹を除く。)及び動物
- ※ただし、施行規則には適切な保護措置が講じられているものとして特定自然観光資源に含まれないものが掲げられているが、「条例による行為の規制等により特に保護する必要がある自然観光資源として認定全体構想に規定されるもの」はこの適用除外に含まれず、特定自然観光資源の対象となりうる。このことについては、「第4章4-2 4-2-2 (3) ②エ)他のルールと照らし合わせること」に詳細を記述しているので、参考にすること。」

<ルール検討チェックシート例>

ルール内容	ルールの根拠	ルールの保全	適用対象者
	1. 全体構想 2. ガイドラインや関連法規 3. 慣習・しきたり		1. 旅行者 2.エコツアー事業者 3. 地域(行政、地元 住民)
決められたルー トを外れない	1 (資源調査結果の記入)	〇〇ブナ林	1、3
一日の入場はO O人までとする	1 (資源調査結果の記入)	○○島の動植物 ○○島の生態 系	1, 2
柵の中に踏み入 らない	1 (資源調査結果の記入)	〇〇エリアの 生態系	1, 2, 3
一人〇〇円の入 場料を支払う	1 (基本計画の内容を記入) 2 (関連法規を記入)	〇〇地域	1
看板の色は〇〇 に定めるものと する	1 (基本計画の内容を記入)	まちなみ景観	3

エコツーリズム推進法などの該当箇所①

<自然観光資源・特定自然観光資源の保護及び育成の措置>

自然観光資源や特定自然観光資源の保護及び育成の方法の検討に当たって、ルール・制度以外にも、木道や柵の整備といった物理的な方法、日々の手入れや管理による方法も挙げられる。

いずれにしても、管理の目標を設定し「誰が」「どのように」管理するのか、運用面まで含めた保護・育成の方法を検討することが必要となる。

4-2-3 制度の検討

(1) 制度の対象



~ポイント~

○制度はルールを保全資源別、適用対象者別に整理して検討する。

ルールが守られ、運用されるしくみとして、制度づくりの検討を行う。まずは、具体的な保全の対象資源ごとにルールを整理し、その上で制度の適用対象者別に制度内容の検討を行う。

①エコツアー事業者に対する制度

事業者登録制度など、エコツアー事業者やガイドの資格を明らかにし、資格に応じた 事業展開を許可する。または資格を活用して市場における優位性の向上を目指すための 制度である。

②エコツーリズム商品に対する制度

エコホテルやエコ土産の認定制度、エコツアー推奨制度など、エコツーリズムの考えにもとづく商品を明らかにして市場における差別化をはかり、旅行者の購買意欲を高める仕組みである。

③旅行者に対する制度

オーナー制度や入場税の徴収など、地域資源保全のための財源やマンパワーを確保する仕組みである。

④地域全体に対する制度

景観条例など観光地の魅力を高める仕組みや、開発手法の取り決めを守る仕組みである。

事例 ガイドの登録・認証制度(屋久島地区・鹿児島県屋久島町)

屋久島地区では、利用者や地域住民から信頼されるガイドとして地域振興に貢献し、ガイドの社会的地位を確立することを目的として「屋久島ガイド登録・認定制度」を策定した。

このルール・制度の策定に当たっては、「屋久島地区エコツーリズム推進協議会」の中に「ガイド登録・認定制度作業部会」が設置された。ガイド作業部会は、屋久島ガイド部会、ガイド連絡協議会やその他カイドも含めて組織化され、2004 年 10 月から多い月では1月に2~3回と話し合いを続けている。

その結果として、下記のガイド登録制度の仕組みを作り上げた。現在(2007年11月)では、その次の段階としてガイド認定制度についての話し合いを始めているところである。

屋久島ガイド登録制度においては、「屋久島ガイドとしての登録基準」、「屋久島ガイドの 心得」、「屋久島ガイド共通ルール」を設定している。登録されたガイドは、屋久島観光 協会HP等において「屋久島ガイド名鑑」として広く公表される。

一方で、登録後に申請内容に虚偽があった場合や「心得」に反した行動をとったことが 発覚した場合は、登録を抹消される。

登録基準	基準
①保険の完備	ダイビング、登山、沢登り等の危険度の高い
	活動については、事故の補償がされる保険に
	入っていること
②救急法の受講	登録時、あるいは更新時までに、消防等で行
	っている普通救命講習以上の講習の受講経験
	があること
③世界自然遺産地域や自然公園	登録時、あるいは更新時までに、財団法人屋
法等及び各種法令に関する講	久島環境文化財団など専門家による講習など
習の受講	の受験経験があること
④基本的な屋久島の知識に関す	財団法人屋久島環境文化財団が開催する屋久
る講習の受講	島ガイドセミナー及び屋久島研究講座の受講
	経験があること
⑤料金体系、ツアー形態の明確	ガイド名鑑情報記入シートに記入すること
化など必要な情報の公開	
⑥「屋久島ガイド共通ルール」	屋久島ガイド共通ルールに同意すること
に同意	
⑦屋久島の居住歴	屋久島に住民票をおき、2年以上居住してい
	ること。(年の半分以上は屋久島で生活)

<屋久島ガイドの心得>

- 1. 屋久島ガイドとして「責任」を持って、屋久島の自然環境の保全に努めます。
- 2. 屋久島ガイドとしての「自覚」を持って、屋久島の自然を通して自然のすばらしさ、大切さを伝えていきます。
- 3. 屋久島ガイドの「役割」として、地域に根ざした活動を行います。

<屋久島ガイド共通ルール>

- 1. 利用者の安全を最優先に考え行動する。
- 2. 大雨洪水警報発令中は、危険が予想される場所でのガイド活動は行わない。積雪通行止め等の時は、県道、町道には車を乗り入れない。
- 3. ツアーにあたって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝える。
- 4. 屋久島世界自然遺産地域等に関わる環境保全関係法令を遵守する。
- 5. 特定資格を必要とする活動 (スキューバダイビング等) については、資格を有さな

第4章 資源を守りながら活用する (ルール)

www.companiana.companiana.companiana.companiana.companiana.companiana.companiana.companiana.companiana.compani い者は行わない。

- 6. 各集落の水源の取水口箇所より上流(約一キロ)の沢でのガイド活動は、行わない。
- 7. 水場の上流を汚さない、踏み込まない、水質汚染防止に留意する。
- 8. トイレのないところで用を足すときは、湿原、水場、沢、美観地区を避け、環境を保全する。
- 9. 花之江河等の湿原には踏み込まない。
- 10. 怪我・事故には、ガイド同士協力しあって対処する。
- 11. 野生動物には餌を与えない。
- 12. 心得や共通ルールに基づいて、来訪者に対してより良い利用への協力を促す。
- 13. 山に動物を連れて行かない。(盲導犬・介助犬・聴導犬を除く)
- 14. 事業地域の農業者、林業者、漁業者、その他企業や居住者とのトラブルや苦情が発生しないよう、事前の理解を求めるようにする。
- 15. 祠などの神聖な場所の環境をけがさない。

(2) 制度効果の発揮



~ポイント~

〇制度のメリットを明確にして、運用に有効性を持たせる。

制度の検討に当たっては、ルールを守る人々が受ける利益(メリット)と守らないことによる不利益(デメリット)を考慮することが重要である。法律や条例によるものであれば、営業停止処分、販売停止処分、氏名の公表、罰金の徴収などのデメリットを示すことができるものの、法的根拠の持たない制度については、対象者にとってのメリットを明確に示すことが重要である。

制度に盛り込むメリットやデメリットを何にするかが、ルールを維持するポイントであり、エコツーリズムの実現に大きく関わる事項である。この点については、各地域の実情に合った知恵や工夫が必要である。参考として、次にいくつかの制度の内容を挙げる。

①ガイド認定制度

対象	守ることのメリット(例)
エコツアー事業者	営業の許可を得る 登録することで、市場の信用性が高まる 商品や事業者が広く宣伝される

自然の回復や動植物の保護のためのルールなど、厳守を要するルールの運用では、ガイドの認定制度は効果的である。

国内で実施されている自然ガイドに関連する養成・資格制度のタイプは、許認可型と技術認定型(審査の有無)により3つのタイプに分類される。それぞれのタイプは制度・事業の目的や制度運営機関の方針によりその内容や運用は異なっている。

	タイプ①	タイプ②	タイプ③
資格	許認可型	技術認定型	
審査	_	あり	なし
制度の特徴	ガイドの資質を担保 する 資源の保全と利用の ルールを厳守する	ガイドの資質を担保する	自然体験活動の参加を促す
資格保有者は	入域や営業の許可を 得る(制度の対象範囲 において必要な資格 である)	販売やガイドの機会などで、何らかの優位性 が与えられる (ガイド行為のために必要な資 格ではない)	

第4章 資源を守りながら活用する (ルール)

地域は	法制度のような強制 力を持つ規則によっ て、保全と利用の取り 決めが守られる	自然体験活動に取り組む人材を幅広く育成で きる	
旅行者は	ー定レベルのガイド の資質や能力が担保 される	ー定レベルのガイド の資質や能力が担保 される	事前にガイドの資質 が明確にされない
事例			
全国		・山岳ガイド認定制度 ・自然学校指導者	・自然観察指導員 ・自然体験活動リーダ ー
都道府県	・東京都自然ガイド資格の認定	・北海道アウトドア資 格制度	・沖縄県自然体験活動 指導者養成事業・富山県自然解説制度・岐阜県森林案内人制度
市町村など		・藤里町認定ガイド養 成制度	

②エコツアー事業者登録の制度(エコツアー事業者対象)

エコツアー事業者の登録制度の導入によって、フィールドや施設の利用ルールの実効性を高めることができる。法律や条例で規定されるものであるならば、登録によって営業許可を得るというメリットを得ることができる。自主的なルールによる制度であれば、商品や業者を広く宣伝する、登録することで市場の信用を得るといったメリットが考えられる。

③エコツーリズム商品の推奨制度

地元産品の積極的な利用を呼びかけるルールの実効性を高めるために、地元のエコツーリズム商品の推奨制度を導入することが有効である。この場合には、ロゴマークを使用して推奨商品の市場の優位性を高める、推奨商品全体の効果的な宣伝を旅行者や消費者に行うといったメリットが必要である。

④会員制度、オーナー制度

資源の保全を目的とした資金やマンパワーを調達するような仕組みとしては、観光地の会員制度や棚田や林檎の木などのオーナー制度が挙げられる。会員に対して観光地の季節の情報提供を行うことや、宿泊やエコツアー商品購入の際の割引特典をつけるとよい。実際に資源保全に貢献しているという満足感もメリットになり得る。また、オーナー制度では、特定のエコツアーに参加できる、収穫物がもらえるといったメリットが考えられる。

事例 ツアーの事前協議制度(飯能・名栗地区・埼玉県飯能市)



飯能・名栗地区では、ツアーの質を確保することを目的として「事前評価制度」 というルールを策定した。この制度は、事前に実施するプログラムの内容につい て確認・協議を行うものである。この制度を利用し承認を得られたプログラムに

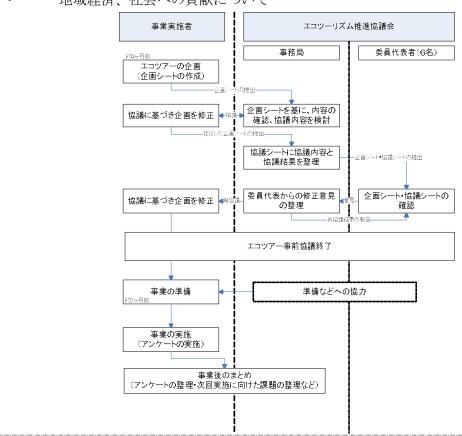
ついては、飯能・名栗エコツーリズム推進協議会のHPやツアーチラシに掲載される。事前に協議を行うことが、よりよい企画につながることもあり、プログラム実施者の相談所としても機能している。

<企画シート記入項目(一部抜粋)>

- ・ エコツアーの名称、概要、日時、場所、募集人数等
- ・ 活用・保全する地域の資源(自然、歴史文化、産業など)
- ・ 安全対策(保険の有無、緊急連絡の体制など)
- 地域住民の協力、参加

<協議シート記入項目(一部抜粋)>

- エコツアーの素材
- ・ 地域の自然や文化の保全について
- ・ 安全対策について
- ・ 地域住民の協力、参加について
- ・ 参加者にとっての魅力
- ・ 地域経済、社会への貢献について



第4章 資源を守りながら活用する(ルール)

(3) 制度検討時の留意点



~ポイント~

制度を検討する際には、

- ○メリットもしくはデメリットがあるか
- 〇ルール内容の改訂に関する項目があるか
- 〇エコツーリズムの社会システムを実現するものか

といった点に留意する。

制度は具体的な対象資源やエリアごとに検討する。いろいろな制度を組み合わせた制度をつくることも可能であり、工夫のしどころもあるが、まずは、ルールが守られるために必要な仕組みについて考え、次の項目の中で地域の実状に合った必要な項目と内容を検討する。

①メリットもしくはデメリットがあるか

ルールを守ることによって受けるメリットや守らないことによって受けるデメリット を明確にして、効力のあるものにすることが必要である。

②ルール内容の改訂に関する項目があるか

特に利用の制限に関して暫定的な数字を提示している場合は、モニタリング結果に基づいて、将来的にルールの内容を変更することを考慮する。一定期間ごとに改定することを制度に盛り込んでおくことが必要である。

③運用状況をきちんとチェックできるか

ルールを誰が、どのように運用していくのか運用の体制・方法を検討するだけでなく、 そのルールが適切に遵守されていくように運用状況をチェックする体制を整える必要が ある。

また、自然観光資源についてのモニタリングや評価の結果を、ルールの内容に反映できるような制度を構築する必要がある。

参考:第6章 6-1 モニタリング・評価 (P181)

④エコツーリズムの社会システムを実現するものか

地域内の他の制度も合わせて、互いに連携し、地域全体でエコツーリズムの社会システムをつくりだしているかどうかを確認する。

⑤適切な範囲の設定であるか

ルールを適用する区域は、保護する自然観光資源を含み、過大又は過小にならないよう合理性のある範囲とする必要がある。

4-2-4 策定主体と策定方法

(1) 策定主体



~ポイント~

- 〇ルール適用対象者が策定主体に含まれることが望ましい。
- ○制度の管理機関が策定主体となる。

ルールの策定は、協議会を中心として、行政、観光事業者、住民、旅行者等の幅広い関係者が参加することが望ましい。その際には、ルールの対象物の関係者や制度の適用対象者を集い作業部会のような形式でより実質的な検討を重ねていくとよい。このように、関係機関や関係者を策定段階で取り込むことにより、ルールの効力が上がることが期待できる。ルールが守られることを視野にいれて、関係する複数の立場がルール策定時に関わり、その上で策定主体を絞り込むことが必要である。また、ルールの種類によっては、植生回復のための利用制限期間の設定や、貴重な動植物の生態系保護のもとでの利用など、策定の際に科学的な視点を必要とするものもあり、研究者や学識者の意見を取り入れることも考慮する。

(2) ルールの策定方法



~ポイント~

〇ルールの検討は、幅広い関係者のもとで行うことが望まれる。

ルールの策定主体は、ルールの適用対象者はもちろんであるが、幅広い意味における 地域内外の関係者を含めることが望ましい。関係者の策定への参加を促すことで、ルー ルの遵守が図られるとともに、様々な立場からのチェック機能が働くことにもつながる。

(1)アンケート・ヒアリング等の実施による意見の徴収

初期段階において、関係者に対してルールの必要性を伝え、ルール内容等の打診と意見の集約を行うとよい。さらに、直接ルールの適用対象に推定し難い関係者に対しても、アンケートやヒアリング調査を実施して、ルールに対する意見を徴収する。

②フォーラム・ワークショップの開催

フォーラムやワークショップを開催し、地域における広い範囲の関係者の参画や理解 を求める。

③エコツーリズム推進協議会における部会・WGの設置

ルールの適用対象者や制度の関係機関に属する関係者に加え、有識者や専門家を含めた部会・WGを設置し、効率的にルールや制度の検討を行う。部会・WGでの検討をエコツーリズム推進協議会に諮り、最終的にこれを策定する。

取組み先進地からのアドバイス



~合意形成を図る上でのちょっとした工夫②~

ルールを策定していくなかでは、構成員の意見が対立して議論が進まないということも起こり得ます。全国のエコツーリズム先進地の取り組みでは、以下のような点に 留意して議論を進めたらうまくいった、という声が聞かれています。

例)

- 議論が平行線になった場合、原則に立ち返り、話し合いの進め方を構成員で話し合って決めた。
- 自分の意見を押し通すことがないように、客観的事実や、第三者の意見などの さまざまな意見を根拠とするようにした。

4-3 ルールの共有

4-3-1 共有の考え方

(1) ルールの共有



~ポイント~

〇ルールの共有とは、すべての関係者にルールを知らせ、お互いにルール の厳守を確認し合うことである。

ルールは関係者間で共有して、守られることが重要である。ルールの共有とは、すべての関係者がルールを知り、お互いにルールの厳守を確認し合うことである。

ルールを知らせる役割はルール策定主体である協議会にある。また、ルールを知らせる必要がある関係者とは、エコツアー事業者、地域内の様々な事業者、地元住民、そして旅行者である。ルールの内容に応じて関係者にルールを知らせるようにする。

ルールの遵守によりもたらされるメリットを共有化することにより、ルール遵守の原動力となり制度の実行性が確保される。

4-3-2 地域内での理解

(1) エコツアー事業者に知らせる



~ポイント~

〇エコツアー事業者にルールを知らせる時はルールを伝えるとともに制度 への理解と協力を得る。

地域資源を活用した商品(エコツアー、宿泊、土産物など)を提供するエコツアー事業者へのルールの説明と理解は欠かせない。ルールの理解と遵守のためには、策定されたルールを伝えるだけではなく、策定の前段階からルールの必要性を伝え、策定作業を協働で行うことによって当事者意識を持たせるとよい。策定段階で関わることができなかった事業者や新規参入の事業者に対しても、ルールの目的と内容を説明し、理解を得るように働きかけることが必要である。

①知らせるポイント

エコツアー事業者の理解を得るためには、策定したルールが観光利用の際にどのように適用されるのかといった具体的な内容の提示が必要である。監視を行うのか、免許取消などの罰則規定があるのか、旅行者にはどのような方法でルールを伝えるのか、といった事業に関するルールの詳細な情報を伝える必要がある。

さらに、ガイド認定制度や事業者登録制度、エコツアー商品の認定制度といった、事業者の営業活動に関わる制度を設置する場合は、ルール内容とともに制度への理解と協力を得ることが必要である。

②知らせる方法

事業者への説明は、観光協会や商工会などの地域の事業者団体を通して行うと良い。また、地域外から訪れる事業者に対するルール周知も必要であり、他地域の事業者団体との連携や、各事業者への直接的な働きかけにより、ルールや制度の説明を行うとよい。新たにエコツアー事業を始める事業者については、エコツアー事業を始めるにあたっての注意事項として、公共機関における配布物の設置やインターネットホームページへの掲載などで、事業を始める前に知らせることが有効である。

また、大手旅行会社などの商品を造成する役割を担っている機関に対しては、積極的にルールを知らせてルールに見合ったエコツアー商品の造成を促す努力が必要となる。 旅行会社用にルールの概要をまとめたパンフレットなどを作成することや、現地の商品づくりに積極的に関わるような働きかけをするとよい。

(2) 地元住民に知らせる



~ポイント~

- 〇地元の人々に知らせる時は他事業者にはルールとともに観光振興の重要 性も合わせて伝える。
- 〇住民にはエコツアー体験と合わせてルールについて説明し、体感しても らう。

エコツアーのフィールド利用に深く関係するため、農林漁業に従事する地元の人々の理解は欠かせない。地域内の関係事業者に対して、特に利用の方法についてのルールと制度、ルールづくりの背景について説明をするとよい。

さらに、地元住民の生活環境に配慮した利用のルールを策定する場合には、地元住民の理解を得ることが必要であり、ルールを守った上での観光利用の方法を知らせることが望ましい。また、エコツアーやエコツーリズムへの関心を高め、地域が一体となったエコツーリズムを推進するに当たって、ルールを伝えるというきっかけが大きなチャンスとなるともいえる。

①知らせるポイント

ルールを知らせると同時に、地域における観光業の役割や重要性を伝えることで、観光利用やエコツーリズムに対する理解や協力を得る。地場産品の活用によって地域の農林漁業などにも経済効果が期待できることや、自然保全への取り組みにより、生産活動にも良い影響があることをアピールする。

また、エコツアー体験と合わせてルールの説明を行い、エコツアーの実体験によりエコツーリズムへの関心を高める機会にするとよい。

②知らせる方法

ルールを知らせる方法は、農林漁業協同組合や同業者組合などを通じて行うとよい。 生産活動と関わりの深いフィールド利用に関しては、ルールを決定する前に関係する他 事業者との調整や意見交換が必要であり、その際に関わった人物による同業者への説明 や働きかけが有効である。

また、エコツアーを主催して、実際の資源利用を通じたルールの説明を行うとよい。 エコツアーに参加できなかった住民に対しても、ポスターの作成や市民だよりなどへの 掲載を効果的に行い、ルール内容や住民参加のエコツアーの様子を広く知らせて、エコ ツーリズムへの気運を高めるきっかけづくりをするとよい。

4-3-3 旅行者の理解

(1) 旅行者に知らせる



~ポイント~

〇旅行者に伝える時はルールの内容とともにルールの必要性も伝える。

旅行者にルールを伝える際は、内容だけではなくルールの必要性もあわせて伝えることによって、ルールが守られるだけでなく、自然の保全に対する意識の高まりも期待できる。しかし、旅行者の行動を制約するような否定的な表現は極力避け、旅行者自身が理解した上で自主的に行動をとるように誘導するとよい。さらに、地域の方針やルールの背景にある制度の説明については、必ずしも必要ではなく、旅行者にはエコツアーを楽しんでもらうことを心掛けるとよい。

①必要なルールを伝える

旅行者が守る必要のあるルールを伝える。ルールの根拠や難しい制度のしくみではなく、具体的に旅行者がどのような行動をとったらよいのかを伝えるようにする。

②ルールの背景や目的を明らかにする

「~をしてはいけない」と禁止事項のみを伝えるのではなく、「~を守るために~をしてはいけない」といったように、目的や守ることにより達成されることなどのルールの背景を明らかにして、ルールへの理解と協力を求めることが大切である。

また、「○○協定により~してはいけない」といったルールの根拠を出した説明よりも、「○○を保全するために~をしてはいけない」といったルールの目的を説明するほうがよい。

③効果的なタイミングで伝える

ルールの性格を考えて、ルールの目的や内容が印象深く伝わり、伝達効果が最も高まるタイミングに伝えるようにする。

4効果的な媒体で伝える

ルールの性格を考慮して、口頭で伝える以外にもルールの内容が具体的に伝わるように効果的な媒体を活用するとよい。タイミングとも合わせて検討する。

(2) 旅行者に伝えるタイミング



~ポイント~

〇来訪前に伝える必要のあるルールと来訪中に伝えればよいルールに分け て考え、効果的なタイミングで旅行者に伝える。

ルールを知らなかったばかりにルールを守らなかったという不幸を招かないためにも、 ルールを伝えるタイミングには十分考慮する。

旅行者に伝えるルールは、来訪前の旅行準備段階に必ず伝えなければならないルールと現地で伝えるとよいルールに分けられる。

①来訪前に伝える必要があるルール

ア) フィールドや施設の利用制限のルール

利用時間の制限など、入れない期間や場所がある場合は旅行前に知らせる必要がある。

イ) 現地に入る前に守るルール

入場料の徴収や検疫検査など、現地に入る前に守るようなルールは、来訪前に伝える 必要がある。

ウ) 持参物に関するルール

歯ブラシの持参や衣服や靴に関する取り決めなど、旅行者が持参しなくてはならない ことに関するルールについては、旅行前に伝えるようにする

エ) 罰則規定のあるルール

罰則規定については事前に旅行者に伝え、ルール違反をした際にトラブルにならないようにする。現地において確実に伝えられればよいが、高額な罰金をとる場合や、現地に入ると即効力が及ぶようなルールに罰則が課される場合は、旅行者に事前に知らせることが必要である。

②来訪中に伝えるルール

ア) フィールドや施設の利用方法のルール

立入制限区域などフィールド利用に関するルールは、印象を強めるためにも現地で境界の目印を示すなどの方法で伝えるとよい。

イ) 旅行者がルールを守るかどうかの選択ができるルール

ルールの中には「~をしよう」という呼びかけにとどまるものもある。資源保全のための募金の呼びかけや、宿泊施設にて環境にやさしいシャンプーの利用を推進するといった取り決めについては、現地あるいは現場でその内容と取り組みについて旅行者に知らせるとよい。

(3) ルールを伝える手段



~ポイント~

〇旅行者にルールを伝える場合は、ルール内容に応じて効果的な媒体を選択する。

旅行者に義務づけるルールは、ガイドや宿泊施設などのエコツアー事業者は口頭でも 内容や主旨を伝えることが必要である。ルールを旅行者に確実に伝えるために、内容に 応じた的確な媒体を使用した情報発信が必要である。罰金や入場料をとるような規定に 関しては、旅行前に旅行者に知らせることが必要であり、旅行者にルールに関する情報 を効果的に発信するとよい。

①インターネット

主に旅行準備段階で伝える方法として、インターネットでの公開が挙げられる。観光協会や各事業者のホームページへの掲載や、ルール内容をまとめたウェブサイトを設けて、各関係ホームページにリンクを掲載するなどして、ルールに関する情報を伝える。インターネットは、来訪前に宿やアクティビティの予約やエコツアーの検索、旅の情報収集などに使用するものと考えられるため、来訪前に伝えなくてはならないルールを掲載すると効果的である。

また、来訪前に伝える必要がないルールについても、ルールの背景や保全の状態などの詳しい情報と合わせて掲載することで、エコツーリズムの取り組みを他の観光地と異なる魅力としてアピールすることができる。インターネットでルールを伝える方法は、来訪するすべての旅行者にルールを周知させるツールとして使用するのではなく、観光地のアピールとしてルールに関する情報提供を行うという立場でおこなってもよい。

②一般雑誌、新聞

一般雑誌や新聞によるルール情報の発信は、対象が旅行決定者に限定されないため、 ルール厳守という側面での効果は限定的である。しかしながら、観光地のイメージ戦略 としては大きな効果を期待できる。

新聞では地方紙を利用した場合において、ルールの保全対象とする資源に関わるエリア全体の住民に広く知らせることができる。

③ガイドブック、旅行雑誌

インターネットと同様に旅の準備段階でルールを伝える手段として、ガイドブックや雑誌への掲載が挙げられる。ガイドブックについては旅行を決定した旅行者が購読していることが多いため、インターネットよりもより確実にルールを伝えることができる。 内容は来訪前に伝える必要があると思われるルールを中心に、ルールのみを伝えるので はなく、エコツアーの説明からルールについて触れるとよい。

4旅行会社

旅行会社を通じて、旅行者にルールを伝える手段も考えられる。パンフレットへの掲載や店頭での説明などのタイミングで、旅行者にルールを知らせることができる。ただし、ルールの伝わり方は旅行会社によって異なるので留意する。入場の人数制限や時間制限といった旅程に関わるルール以外についての情報提供はあまり期待できない。

⑤ポスター

観光地に向かう交通機関内での掲示や、観光地での掲示により、観光客にルールを伝える方法である。交通広告によるものは、費用がかかるもののキャンペーンとして効果的に情報発信をすれば、多くの旅行者にルールを伝えることができる。また、入り込み手段が限られるような離島では、効果的にルールを知らせることができる。ポスターは、観光地宣伝としてルールを掲載し、他の観光地との差別化や観光地の思いを伝えるようなツールと考えてもよい。

⑥ビデオ上映

ルールについて説明をするビデオを製作して、飛行機や船、列車などの交通機関内の 移動中に旅行者に伝える方法や、エコツアー前にエコツアー参加者に見てもらうという 方法である。

必ずしも見ることを強制できないため、旅行者が守らなければならないことを中心に 簡単に伝えられればよい。また、映像の工夫によっては、エコツアーの楽しさとともに 守ってもらうルールを伝えることができる。

⑦ルールブック

現地で持ち歩くガイドマップにルールを掲載する方法や、ルールブックを作製して配布する方法がある。配布方法は、現地の観光協会や主要な駅などに設置するほか、交通事業者と連携し、現地を訪れる前に交通機関内にて配布する方法も可能である。

8看板

現地で看板や掲示板にルールを掲示する。この方法は、保全対象のすぐ側に設置する ことができるといった点で即効性がある。旅行者の目にとまる配置に心掛けると同時に、 資源の魅力を損なわないように、周囲の景観にあった素材や色に配慮したものとする。

⑨ガイド

ガイドがエコツアー実施前やエコツアー中のガイダンスの一部としてルールの説明を 行う。人による伝達は、看板やパンフレットなどの媒体よりも確実であり、ルールに対 する旅行者の理解が深まる方法である。

第4章 資源を守りながら活用する (ルール)